



GLOBALG.A.P.

# GLOBALG.A.P. 一般規則

## パートII – 品質マネジメントシステムの規則

日本語版 5.1（不明点がある場合は英語版を参照してください）

発効日：2017年7月1日

義務化への移行日：2017年10月1日

## 目次

<b>1. 適法性、管理、および構造</b>	<b>3</b>
1.1 適法性	3
1.2 生産者および生産サイト	3
1.3 生産者およびサイトの内部登録	4
<b>2. 管理および組織</b>	<b>5</b>
2.1 組織構造	5
2.2 スタッフの能力およびトレーニング	5
<b>3. 文書管理</b>	<b>6</b>
3.1 文書管理の要求事項	6
3.2 記録	7
<b>4. 苦情処理</b>	<b>7</b>
<b>5. QMS(品質マネジメントシステム)の内部監査</b>	<b>7</b>
<b>6. 生産者および生産サイトの内部検査</b>	<b>8</b>
<b>7. 不適合、是正措置、および制裁</b>	<b>9</b>
<b>8. 生産物のトレーサビリティおよび区分管理</b>	<b>9</b>
<b>9. 生産物の回収</b>	<b>11</b>
<b>10. 外部委託業者</b>	<b>11</b>
<b>11. 追加の生産者または生産サイトの認証書への登録</b>	<b>11</b>
<b>12. ロゴの使用</b>	<b>12</b>
<b>別紙 II.1 内部監査員および検査員の資格および責任</b>	<b>13</b>
<b>1. 主要な作業</b>	<b>13</b>
1.1 検査員:	13
1.2 監査員:	13
<b>2. 資格要件</b>	<b>13</b>
2.1 正式な資格	13
2.2 技術的スキルおよび資格	13
2.3 コミュニケーション能力	14
2.4 独立性および守秘義務	14

生産者グループおよびマルチサイト（品質マネジメントシステム（QMS）が実施されていた場合）の要求事項を定めるこのセクションは、認証を取得するために順守しなければなりません。これらの要求事項は、完全性および有効性を確保するために、GLOBALG.A.P.のQMSチェックリストを介して、内部的かつ外部的に評価される必要があります。

QMSを伴うマルチサイト、および生産者グループのための要求事項

## 1. 適法性、運営管理、および構造

### 1.1. 適法性

- a) 申請者が法人であること、または法人に属していることを明確に実証する文書があるものとします。
- b) 法人は、農業生産の実施および/または取引をし、グループ・メンバーおよび生産サイトとの法的契約の締結および代理となる権利を与えられるものとします。
- c) GLOBALG.A.P.が認めた認証機関が最新バージョンの「GLOBALG.A.P.サブライセンスおよび認証の契約」に署名することによって、法人はGLOBALG.A.P.との契約関係に入るものとします（GLOBALG.A.P.のウェブサイトで購入可能）。あるいは、法人は、認証機関とのサービスの契約/合意の署名を含むGLOBALG.A.P.のサブライセンスおよび認証契約の受領および内包を確認し、認証機関はQMSの管理者に対してGLOBALG.A.P.サブライセンスおよび認証の契約のコピーを渡すものとします。法人は、GLOBALG.A.P.認証の唯一の所有者となります。
- d) 単一の法人は、1つの国あたり、1つの作物あたり、1つのQMSのみを運用することができます。オプション1の下で認証することができる法人だけが、オプション2の認証のためにグループに加わることができます。グループまたはマルチサイトが別のグループまたはマルチサイトに加わる場合、認証所有者になる単一法人によって管理されるために、2つの品質マネジメントシステムは1つに統合されるものとします。

### 1.2. 生産者および生産サイト

#### 1.2.1. 生産者グループの生産者メンバーに対する要求事項

- (i) 各生産者メンバーと法人との間で有効な書面による契約があるものとします。その契約は、以下の構成要素を含むものとします。
  - 生産者グループの名前および法的身分証明
  - 生産者の名前および/または法的身分証明
  - 生産者の連絡先所在地
  - 認証済みの生産物および非認証の生産物を含む、個別生産サイトの詳細（契約は、この情報について生産者グループの内部登録簿を参照することができます）
  - 面積（作物）またはトン数（家畜および水産養殖）の詳細（契約は、この情報について生産者グループの内部登録簿を参照することができます）
  - GLOBALG.A.P.基準の要求事項に適合することについての生産者の誓約
  - グループ内の文書化された手順、方針、および、技術的助言がある場合にはそれに適合することについての生産者の合意

- GLOBALG.A.P.およびその他の内部の要求事項を満たしていない場合に、適用される可能性のある制裁
  - 生産者およびグループ代表者の署名
- (ii) これはグループの共通の QMS の下で行われますが、生産者グループの登録メンバーは、それぞれの生産サイトについて法律上の責任を負うものとします。
- (iii) 生産者グループの個々のメンバーは法律上の認証保有者ではありません。したがって、生産者グループは、個々のメンバーの名前で認証生産物を販売しないものとします。認証品として販売されない生産物についてもすべて、グループ内のマスマランスシステムに記録されるものとします。

### 1.2.2. オプション 1 マルチサイト内の生産サイトに対する要求事項

一般規則 I 4.2.1.j を参照のこと。

### 1.3. 生産者およびサイトの内部登録

- (i) 登録簿は、契約したすべてのグループ・メンバーの生産者、および GLOBALG.A.P.の基準に従って生産するために使用されるすべてのサイトについて維持されるものとします。

#### 1.3.1. 生産者グループに対する要求事項

- (i) 登録簿は、少なくとも各生産者の以下の情報を含むものとします。
- 生産者の名前
  - 連絡先窓口担当者の名前
  - 正式な所在地（実体があり、郵送可能な所在地）
  - 連絡先窓口の情報（入手可能な場合、電話番号、電子メール、およびファックス番号）
  - その他の法人識別情報（VAT 番号、ILN、UAID など）、ただし、別紙 I.2 において公表されている生産国で必要な場合
  - 登録済みの生産物
  - 認証生産物および非認証の生産物を含む、個別生産サイトおよび場所の詳細
  - 栽培/生産面積および/または登録された各生産物の生産量
  - 生産者が 1 つ以上の認証機関を利用する場合、認証機関
  - 生産者のステータス（前回の内部検査の結果としての内部ステータス：承認済み、一時停止など）
  - 前回の内部検査日
- (ii) GLOBALG.A.P.のグループ認証メンバーとして申請しない生産者は、別に記載されるものとし、GLOBALG.A.P.のデータベースに登録する必要はありません。（ベンチマーク済オプション、またはその他の GLOBALG.A.P.の基準を申請していない限り）この登録簿は生産者グループ内の管理目的のためのものであり、例えば、生産者グループの品質マネジメントシステムの有効性などに関する問題の明確化のために必要でない限り、外部に開示する必要はありません。

### 1.3.2 QMSを伴うオプション 1 マルチサイトに対する要求事項

1.3.1に加えて、登録簿には、少なくとも各サイトについて生産サイト（所有権、賃貸など）と法人との関連に関する情報を含むものとします。

オプション 1 のマルチサイトでは、生産者ステータスの代わりに、生産サイトのステータスが内部登録簿に含まれているものとします。

## 2. 管理および組織

QMS は、グループの登録メンバーまたは生産サイトが GLOBALG.A.P.の要求事項に一貫して適合するような強固なものでなければなりません。

### 2.1. 組織構造

- a) 組織構造は、すべての登録された生産者メンバーまたは生産サイトにわたる適切な QMS の実施を可能にするものとします。
- b) 申請者は、GLOBALG.A.P.の要求事項がすべての生産者およびすべての生産サイトによって満たされることを有効に確実にするために、管理構造、および適切にトレーニングを受けた十分な人的資源を持つものとします。組織構造は文書化されなければならず、また次の事項に責任を負う個人を含むものとします。
  - QMS の管理
  - 毎年の各生産者メンバーおよび/または生産サイトの内部検査（つまり、内部検査員）
  - 品質マネジメントシステムの内部監査、および内部検査の検証（つまり、内部監査員）QMS の組織には、責任を持って内部監査員および生産者を養成する人員が少なくとも 1 人いるものとします（例えば、内部監査員）。
  - グループへの技術的助言（グループの認証スコープに応じて）
- c) 経営陣は、内部監査員および検査員に、内部検査・監査中に独立した視点で、正しい判断を下すための十分な権限を与えなければなりません。

### 2.2. スタッフの能力およびトレーニング

- a) 主要な要員（1.2.1 に述べられている他にも、特定された要員）の能力要件、トレーニング、および資格が定められ、文書化されるものとします。これらの資格要件は、外部コンサルタントにも適用されます。
- b) 経営陣は、GLOBALG.A.P.基準への適合について、責任のあるすべての要員が十分に訓練を受け、定められた能力の要求事項を満たすことを確実にするものとします。
  - 内部監査員の能力（別紙 II.1 参照）は、経営陣によってチェックされるものとします。
  - 内部検査員の能力（別紙 II.1 参照）は、内部監査員によってチェックされるものとします。
  - 内部監査員が、必要な食品安全および G.A.P.トレーニングを受けておらず、QMS トレーニング/実務経験のみの場合、これらの資格を持つ（QMS で特定された）もう一人の要員が、農場検査の承認を行なうために「監査チーム」の一員を構成するものとします。
  - 生産者グループまたは生産者の技術アドバイザーは、認証のスコープ（例えば、CB 7.2.1, AB 5.2.1）に応じて、該当する CPCC に記載されている要件を満たしているものとします。

- c) 主要な全スタッフ（マネージャー、監査員、検査員など）の能力を実証するために、GLOBALG.A.P.の要求事項に従った資格およびトレーニングの記録が維持されるものとします。
- d) 2人以上の内部検査員または監査員がいる場合、基準へのアプローチと解釈の一貫性を確実にするために、トレーニングおよび評価を受けるものとします。（例えば、シャドウ監査/シャドウ検査の記録文書）
- e) 主要なスタッフに GLOBALG.A.P.規格への適合に関連する情報を提供し、開発動向、改訂、法令上の変更について確実に周知するためのシステムが整備されなければなりません。上記に定めるような主要なスタッフのための、新任向けおよび毎年の更新トレーニングの証拠が、閲覧可能であるものとします。該当する場合、法令順守についても含まれます。

### 3.文書管理

- a) GLOBALG.A.P.基準に適合するための QMS の運用に関連するすべての文書は、適切に管理されるものとします。この文書には次のものを含まなければなりません、これだけには限定されませんが。
  - 品質マニュアル
  - GLOBALG.A.P.の運用手順
  - 作業指示
  - 記録様式
  - 関連する外部基準、例えば、現行の GLOBALG.A.P.の基準文書
- b) 方針および手順は、GLOBALG.A.P.基準の要求事項への適合を立証するために、十分に詳しく述べられるものとします。
- c) 関連するスタッフおよび生産者グループの登録メンバーが方針および手順を閲覧できることとします。
- d) 品質マニュアルの内容は、GLOBALG.A.P.基準の要求事項および申請者の要件を引き続き満たしていることを確実にするために、定期的に見直されるものとします。GLOBALG.A.P.の基準に関連する変更、または公表された指針は、GLOBALG.A.P.から与えられた期間内に品質マニュアルに組み入れられるものとします。

#### 3.1. 文書管理の要求事項

- a) 文書管理について定めた手順文書がなければなりません。
- b) すべての文書は、発行および配布の前に権限を与えられた要員によってレビューされ、承認されるものとします。
- c) 管理されたすべての文書は、発行番号（発行日/レビュー日）で特定されるものとし、またページは適切に付けられるものとします。
- d) これらの文書のいかなる変更も、それらの配布に先立って、権限を与えられた要員によってレビューされ、承認されるものとします。可能な限り、変更の理由および種類の説明が与えられるものとします。
- e) すべての関連文書のコピーは、QMS によって管理されているあらゆる場所で利用できるものとします。



- f) 文書の見直し、および新しい文書の発行後、旧版文書の廃止が確実に行われる仕組みが整備されているものとします。

### 3.2. 記録

- a) QMS の効果的な管理および実施、ならびに GLOBALG.A.P.基準の要求事項への適合を実証する記録があるものとします。
- b) 記録は最低 2 年間保管されるものとします。
- c) 記録は、偽りのないもので、判読可能で、適切な状態で保管および維持されなければならない、また必要に応じて検査のために閲覧可能であるものとします。
- d) オンラインまたは電子的に保管されている記録は有効です。署名が必要な場合、署名者しか照合および使用権限のないパスワードまたは電子署名で代用することができます。責任者の書面による署名が必要な場合は自筆署名とします。電子記録は、認証機関の検査中に閲覧可能であるものとします。バックアップは常に閲覧可能であるものとします。

### 4. 苦情処理

- a) 申請者は、顧客の苦情を効果的に管理するためのシステムを持たなければならない、また、その苦情処理システムは、生産者が利用できるようにするものとします。
- b) 苦情がどのように受け入れられ、登録され、特定され、調査され、追跡され、レビューされたかを記録する手順文書が必要です。
- c) 手順は、必要に応じて顧客が閲覧できるようにするものとします。
- d) その手順は、個別生産者またはサイトに対する苦情と、申請者に対する苦情の両方を対象とするものとします。

### 5. QMS (品質マネジメントシステム) の内部監査

- a) GLOBALG.A.P.認証のための QMS は、少なくとも年 1 回監査されなければなりません。
- b) 内部監査員は、別紙 II.1 に定められた要求事項に適合していなければなりません。
- c) 内部監査員は、監査される部門から独立しているものとします。
  - (i) QMS を最初に構築した人物が後に QMS 内部監査を行うことは可能です。ただし、QMS の実務担当者は、QMS 内部監査を行うことは認められていません。
- d) 内部監査記録、監査所見、および監査結果のフォローアップ記録は、維持されなければならない、閲覧可能であるものとします。
- e) QMS のすべての管理点に対するコメントを記入した QMS チェックリストは、外部監査中に認証機関の監査員によってレビューされるために閲覧可能であるものとします。
- f) 組織（生産者グループまたはマルチサイトの法人）は、食品安全方針声明書を完成させ、署名するものとします。食品安全方針声明書の完成および署名は、個々の新しい認証サイクルのために毎年更新されなければなりません。中央の管理は、QMS レベルで 1 つの宣言を作成し署名することによって、組織およびそのすべてのメンバーの声明を引き受けすることができます。それは、内部監査に使用された QMS チェックリストに添付するものとします。食品安全方針声明書が QMS レベルで完成しておらず、署名されていない場合には、各グループ・メンバー/個別生産サイトが、声明書を個々に署名し完成させ、内部検査チェックリストにそれを添付するものとします。

- g) 内部監査が 1 日ではなく年間を通じて継続的に行われる場合、事前に決められたスケジュールが必要が必要です。

## 6.生産者および生産サイトの内部検査

- a) 内部検査は、関連する GLOBALG.A.P.の管理点および適合基準のすべてに対して、登録された各生産者（および対応する生産サイト）、または生産サイトで少なくとも 1 年に 1 回実施されるものとします。
- b) 内部検査の時期は、一般規則パート I およびスコープ特定規則に従うものとします。
- c) 内部検査員は、別紙 II.1 に定められた要求事項に適合していなければなりません。
- d) 内部検査員は、検査される部門から独立した立場でなければなりません。内部検査員が自分の業務を検査することはできません。
- e) グループの新しいメンバーおよびオプション 1 マルチサイトの新しい生産サイトは常に、GLOBALG.A.P.内部登録簿への追加の前に、内部検査され、承認されるものとします。
- f) 内部検査報告書の原本およびコメントは維持管理され、認証機関の検査のために閲覧可能でなければなりません。
- g) 内部検査報告書は、以下の情報を含むものとします。
- 登録された生産者および/または生産サイトの識別情報
  - 登録された生産者または生産サイトの責任者署名
  - 日付
  - 内部検査員の名前
  - 登録された生産物
  - GLOBALG.A.P.の各管理点に対する評価結果
  - チェックリストは、適合とした上位の義務の管理点、不適合とした上位および下位の義務の管理点、および適用除外とした上位および下位の義務の管理点について、コメント欄に詳細を記載するものとします。ただし、どの管理点および適合基準（CPC）にコメントが必要かを決定するチェックリストが GLOBALG.A.P.によって事前に発行されていない限りとします。これは、後の内部監査時に証拠をレビュー可能にするために必要です。
  - 特定されたすべての不適合および是正措置期間の詳細
  - 適合数の計算を含む検査結果
  - 検査期間（時間）
  - チェックリストを承認した内部監査員の名前
- h) 内部監査員（または監査チーム、2.2 b 項を参照のこと）は、内部検査員によって提示された内部検査報告書に基づいて、生産者またはサイトが GLOBALG.A.P.要求事項に適合しているかどうかをレビューし、決定を下すものとします。
- i) 内部監査員が 1 名しかおらず、内部検査員も兼任している場合は、別の人（例えば、QMS で特定された経営代表者）が内部検査を承認するものとします。
- j) 内部検査が年間を通して継続的に行われる場合、事前に決められたスケジュールが必要が必要です。



## 7.不適合、是正措置、および制裁

- a) 内部または外部の監査および検査、顧客の苦情、QMS の不備による不適合および是正措置を取り扱う手順があるものとします。
- b) グループまたはそのメンバーの QMS に対する不適合および不順守の特定、ならびに評価のための手順文書があるものとします。
- c) 不適合に対する是正措置の内容は評価され、実施のための期間が定められるものとします。
- d) 是正措置の実施および解決の責任者が定められているものとします。
- e) GLOBALG.A.P.の一般規則パート I で定められた要件を満たす制裁および不順守の仕組みは、生産者または生産サイトで運用されるものとします。契約上の不順守の場合には（例えば、QMS の内部方針のうち1つに適合していない）、制裁は QMS によって決定されます。
- f) 登録された生産者または生産サイトの認証の一時停止または取り消しを、GLOBALG.A.P.の認証機関に直ちに通知するための仕組みが整備されているものとします。
- g) その後の是正措置および意志決定プロセスの証拠を含む、すべての制裁処置についての記録を維持するものとします。

## 8.生産物のトレーサビリティおよび区分管理

- a) 登録された生産物の識別のための手順文書があり、また、規格に適合・不適合にかかわらず、すべての生産物を生産サイトまでトレース可能にするための手順文書があるものとします。マスマランスの確認は、法人内での適合を実証するために、生産物ごとに、少なくとも年 1 回は実施されるものとします。（項目 e）から k）を参照のこと
- b) GLOBALG.A.P.基準の要求事項を満たし、認証品として販売される生産物は、それらを非認証品とは混合しないように取り扱わなければなりません。認証済み生産物および非認証生産物の区分管理を確実にするための効果的な仕組みが整備されているものとします。これは、関連する記録を含む、物理的な識別または生産物の取り扱い手順を介して行うことができます。
- c) GLOBALG.A.P.の認証済生産物および非認証の生産物の虚偽表示のリスクを防ぐ為の効果的な仕組みおよび手順が整備されているものとします。（生産者メンバー/生産サイト、あるいは外部の供給元のいずれかから）プロセスに入ってきた GLOBALG.A.P.認証品は、直ちに GGN、あるいは会社の方針で説明されている別の方法で識別され、認証状況が個別にわかるようにしなければなりません。この識別情報は、個々の識別単位として最も小さなものに使用されるものとします。
- d) 並行生産/並行所有がある場合には、QMS は、認証済みの生産プロセスから出される全ての最終製品（農場レベルから、あるいは生産物の取り扱い後のいずれか）を GGN によって正確に特定しなければなりません。オプション 2 の場合には、GGN はグループの GGN あるいは生産物を生産したグループのメンバーの GGN、またはその両方です。グループのメンバーが生産物の包装やラベル表示を行う場合、生産者グループはこれらのメンバーに対し、生産者メンバーの GGN の有無とかわりなく、そのグループの GGN を表示するよう求めることができます。オプション 1 のマルチサイトの場合には、GGN は個別生産者の GGN とします。GGN は、それが消費者向けの最終包装であるかどうかにかかわらず、最小の個別包装単位で使用されるものとします。GGN は、非認証の生産物のラベル表示には使用しない

ものとし、GGN 表示が適用されないのは、最終製品に対し GGN を使用しない旨の合意が生産者と顧客との間に書面で得られている場合のみです。これは GGN 表示のない顧客指定のラベル仕様などの場合に適用されます。

- e) 認証済みの生産物および非認証の生産物を適正に出荷するための最終書類確認を行うこととします。
- f) 認証済みの生産物の販売に関連するすべての取引文書（売上請求書、関連するその他の文書、配送書類など）は、認証保有者の GGN を含んでいなければならない、また GLOBALG.A.P.の認証済みのステータスを含むものとし、これは内部文書においては必須ではありません。取引文書上で「認証品である」ということが識別（例えば、「GGN\_GLOBALG.A.P. 認証<生産物名>」）されていれば十分です。認証済みの生産物が認証品または非認証品として販売されているかどうかにかかわらず、認証済みのステータスの表示は必須です。（ただし初回監査においては、生産者のグループ/法人は認証されていない状態であり、認証に合格との判断が最初になるまでは GLOBALG.A.P.の認証品であることを表示できないため、この点を確認することは不可能です）

これが適用されないのは、取引文書で生産物の GLOBALG.A.P.のステータスおよび/または GGN を確認しない旨の合意が生産者のグループ/企業と顧客との間に書面で得られている場合のみです。

- g) 手順は、オプション 1 のマルチサイトの生産者のグループまたはサイトのメンバーから、または異なる供給元（つまり、その他の生産者または取引業者）から購入した、認証済みの生産物および非認証の生産物を識別するために、運用規模に対して適切に定められ、文書化され、維持されるものとし、記録は、次のものを含むものとし、
- 生産物の説明
  - GLOBALG.A.P.の認証のステータス
  - 入荷/購入した生産物の量
  - 供給元の詳細
  - 該当する場合、GLOBALG.A.P.の認証書のコピー
  - 入荷/購入した生産物に関連するトレーサビリティのデータ/コード
  - 監査対象となっている組織が受領した発注書/請求書
  - 承認された供給元のリスト
- h) 認証済みおよび非認証の生産物の販売に関する詳細を記録しなければなりません。特に認証品の出荷/販売される数量に対して詳細がわかるように記録するものとし、
- i) 認証済みの生産物および非認証の生産物の入荷、出荷、および保管の量は、記録されなければならない、またマスマランスの検証プロセスを容易にするためにまとめた資料が保持されるものとし、記録文書では、認証品および非認証品の入りと出に整合性がなければなりません。マスマランスの検証の頻度は定められなければならない、また運用の規模に対して適切であるものとし、少なくとも生産物ごとに年 1 回は行われなければならない。マスマランスを実証する文書では明確に識別確認がされるものとし、
- j) QMS の認証範囲に含まれる生産物取扱い単位は、登録された生産物が、受入から、取り扱い、保管場所、および配送を通して、特定および追跡可能となるような手順を運用していなければならない。
- k) 歩留り率は関連する取り扱いプロセスごとに計算され、閲覧可能であるものとし、廃棄量のすべてが記録されるものとし、

- l) このセクションは生産物取り扱い単位の稼働中に、内部および外部の両方の監査が実施されるものとします。

## 9.生産物の回収

- a) 登録された生産物の回収を効果的に管理するために、文書化された手順が整備されているものとします。
- b) 手順は、回収が必要となる事例、生産物の回収に関して決定を下す責任者、顧客および GLOBALG.A.P. の認証機関に通知するための仕組み、および在庫を照合する方法について述べるものとします。
- c) 手順は、いつでも運用することができるものとします。
- d) 手順が有効であることを検証するために、適切な方法で少なくとも年 1 回テストするものとします。また、テストの記録は保管しなければなりません。

## 10.外部委託業者

- a) 業務が第三者に外部委託されている場合、これらの業務内容が GLOBALG.A.P.の基準の要求事項に従って行われることを保証するための手順がなければなりません。（管理点 AF 5.1 を参照）
- b) あらゆる外部委託業者の能力が評価され、基準の要求事項を満たすことを実証するための記録が維持されるものとします。
- c) 外部委託業者は、グループの QMS および関連する手順に従って作業するものとします。また、これは業務レベルについての合意書または契約書の中に明示されるものとします。

## 11.追加の生産者または生産サイトの認証書への登録

新しい生産者およびサイトは、有効な認証書に追加することができます（内部の承認手順を満たしていることが条件）。認証書の所有者（グループまたはマルチサイト）は、登録済み生産者リストに生産者およびサイトの追加または取消しをする場合、認証機関へ速やかに連絡する責任があります。

- a) 1 年間に生産者（グループ内）またはサイト（マルチサイト内）の新規追加が 10 パーセント以下である場合、GLOBALG.A.P.の認証機関へ生産者またはサイトを登録することによって、認証機関による追加検査を行うことなしに、承認リストに追加することができます。
- b) 承認登録された生産者（グループ内）またはサイト（マルチサイト内）の数が、1 年間で 10 パーセント以上増加する場合、新しく追加される生産者/サイトの追加外部サンプル検査（最小値は新しい生産者/サイトの平方根）、および任意の QMS の監査が行われないと承認リストに追加はできません。
- c) 承認登録された生産者/サイトの数が 1 年で増加する割合に関わらず、新たに登録された農場が、以前に承認登録された生産物の面積または家畜数を 1 年間で 10 パーセント以上拡大するか、あるいは生産者（グループ内）またはサイト（マルチサイト内）の 10 パーセント以上が入替わり場合は、その年の間に追加の外部サンプル検査（最小値は新しい生産者/サイトの平方根）、およびオプションとして品質マネジメントシステムの監査が行われないと追加の生産者/サイトは承認済みリストに加えられません。
- d) 生産者/農場面積/家畜の数にかかわらず、サーベイランスと認証（更新）の監査および検査との間に、認証書に新しい生産物を追加する場合、新しい生産物を栽培している生産者の平方根に対して検査を実施するものとします。

## 12. ロゴの使用

- a) 生産者/生産者グループは、一般規則およびサブライセンス契約に応じて、GLOBALG.A.P.の文言、商標またはロゴ、および GGN を使用するものとします。GLOBALG.A.P.の文言、商標、またはロゴは、最終製品、消費者向けの包装、あるいは売り場には表示されないものとします。ただし、認証書の保有者は、すべての企業間でのコミュニケーションにおいて使用することができます。
- b) GLOBALG.A.P.の商標は、最終製品（GLOBALG.A.P.生産物リストに記載される）の原材料となるような、配合飼料製造（CFM）の認証済みの資材、GLOBALG.A.P.認証済み栽培用種苗、IFAの認証済み水産養殖資材（例えば、卵、種苗など）、および IFA 認証済み畜産資材（例えば、ひよこ）に使用することができます。GLOBALG.A.P.の商標は、最終消費者への販売を意図したものではなく、最終消費者への販売の時点では表示されません。
- c) 初回検査中は生産者がまだ認証されていない為、生産者の認証ステータスを参照できないので、GLOBALG.A.P.の用語、商標、またはロゴを使用しないものとします。

## 別紙 II.1 内部監査員および検査員の資格および責任

### 1. 主要な業務

#### 1.1 検査員:

- a) 認証要件への適合を評価するために、農場（マルチサイト内の生産サイト、または生産者グループのメンバーの生産サイト）の検査を行います。
- b) 監査員の業務を行なってはなりません。
- c) 検査に関して、適時に正確な報告書を作成するものとします。

#### 1.2 監査員:

- a) 認証要件への適合を評価するための、生産者グループまたはマルチサイトの QMS の監査を行います。
- b) 内部検査員の検査報告に基づいた、グループメンバーの承認、またはマルチサイトの生産サイトの承認をします。内部監査員が検査を行う場合、自身の検査報告書を承認しないものとします。
- c) 監査に関して適時に正確な報告書を作成するものとします。

### 2. 資格要件

#### 2.1 正式な資格

##### 2.1.1. 検査員:

- (i) 認証スコープに関係する専門分野（農作物・家畜・水産養殖）における高卒より上の学位、あるいは、  
農業高校卒業後、関連するサブスコープにおける2年間の実務経験、あるいは、  
その他の高校卒業後、3年間の業界実務経験（例えば、関連する生産物に係る、農場経営・運営、商業コンサルタント、特定の生産物に関連する現場経験）および、認証スコープに関連する研修などへの参加。

##### 2.1.2. 監査員:

- (i) 認証スコープに関係する専門分野（農作物・家畜・水産養殖）における高卒より上の学位、あるいは、  
農業高校の卒業後、関連するサブスコープにおける2年間の実務経験、あるいは、  
その他の高校卒業後、品質マネジメントシステムにおける2年間の実務経験および関連するサブスコープにおける3年間の実務経験。

#### 2.2 技術的スキルおよび資格

##### 2.2.1. 検査員トレーニング

内部検査員の任命は、次の要件を満たした後とする。

- (i) 検査の基本原則について学ぶ1日間の実務的なトレーニング・コース、および、
- (ii) 認証機関による検査または内部検査（GLOBALG.A.P.またはその他の資格を有する検査員によるもの）へ2回の立ち合い、および1回のシャドウ検査（内部監査員、資格を有する内部検査員、または認証機関によるもの）に合格すること。



### 2.2.2. 監査員トレーニング

- (i) 品質マネジメントシステムの実務的な知識。
- (ii) QMSに関連する内部監査員トレーニング・コース（最低16時間）の修了。

### 2.2.3. 検査員および監査員のための食品安全および G.A.P.のトレーニング

- (i) HACCP原則のトレーニング：正式な資格の一部として、あるいはコーデックス食品規格の原則に基づいた正式なコースまたはISO 22000トレーニングの修了。
- (ii) 食品衛生トレーニング：正式な資格の一部として、あるいは正式なコースの修了。
- (iii) **農作物のスコープの場合**：農薬、肥料、IPMトレーニング：正式な資格の一部、あるいは正式なコースの修了。これらのトレーニングは、これらの項目に関するトレーニングを専門とする第三者によって行われるものとします。生産物の特性および取り扱い運用に関するトレーニングは、内部で行うことができます。
- (iv) **家畜および水産養殖の場合**：畜産技能トレーニング：基礎的な獣医学、ならびに動物の健康および福祉の問題を含む。
- (v) すべての場合において、内部検査員には検査する生産物に関する実務的な知識があるものとします。

### 2.3. コミュニケーション能力

- a) 母国語/作業言語に対応する「作業言語」の能力。これには、現地で使用されている専門用語をそれぞれの作業言語に含めるものとします。
- b) この規則に対する例外は、GLOBALG.A.P.事務局に事前に確認するものとします。

### 2.4. 独立性および守秘義務

- a) 監査員および検査員は、自身の行っている業務を監査することを認められていません。それらの独立性はQMSによって管理されるものとし、かつ確実にされるものとします。（つまり、内部検査員/監査員は、自身の作業、あるいは過去2年間にコンサルティングを行った生産者を評価することができません）
- b) 監査員および検査員は、情報および記録の機密保持に関係する、生産者グループ/生産者の手順を厳守するものとします。

**注記:** 内部検査員および監査員の資格は、外部検査中に認証機関によって評価されるものとします。



### **Copyright**

© Copyright: GLOBALG.A.P. c/o FoodPLUS GmbH: Spichernstr. 55, 50672 Cologne; Germany.  
Copying and distribution permitted only in unaltered form.